（別　紙）

平成２２年度監査結果に対する措置事項の公表
（病院事業局）

１　監査結果公表年月日
　平成２２年９月２日（広島市監査公表第３８号）
２　監査結果に対する措置事項通知年月日
　平成２３年８月５日（広広病第６０号）
３　監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

建設発生土の流用について　（所管課：病院事業局広島市民病院事務室）	
監　査　の　結　果	措　置　の　内　容
本市においては，資源の有効な利用の促進に関する法律等に基づき，建設工事により発生する建設発生土について，他の工事との工事間流用を推進することにより資源の有効活用とコスト縮減を図っている。 市長部局では，「広島市建設工事リサイクル推進要綱」等を策定し，建設発生土の工事間流用を推進しており，設計の段階から「建設発生土情報交換システム」に登録するなど，本市はもとより国，県等の工事発注者と情報交換や流用調整を行っている。 また，建設工事においては，現場から搬出する土は搬入する土よりも相対的に多いことから，現場に搬入する土は原則として建設発生土を流用することにしている。 病院事業局においても，建設発生土の工事間流用を推進し，資源の有効活用とコスト縮減を図る必要があるにもかかわらず，広島市民病院平野町職員公舎解体工事において，建設発生土の工事間流用の調整を行わないで，敷地の埋戻しに購入土を使用していた。 ついては，今後は，建設発生土の工事間流用の調整を積極的に行い，資源の有効活用とコスト縮減を図られたい。 また，資源の有効活用とコスト縮減をより円滑に推進する観点から，市長部局と同様に建設発生土の流用に関する規定を定められたい。	建設発生土の工事間流用を徹底し，資源の有効活用とコスト縮減を図るため，病院事業局においても，平成２２年８月１日に「広島市病院事業局建設工事リサイクル推進要綱」を定め，関係部署に通知し周知を図りました。 また，今後は，設計段階から「建設発生土情報交換システム」に登録し，他の工事発注者との情報交換や流用調整を積極的に行うことにしました。 さらに，平成２３年４月１日には，職員の認識を高め，その実施を確実に行うため，改めて「広島市病院事業局建設工事リサイクル推進要綱の周知について（通知）」により，関係部署に周知徹底を図りました。